



平成29年4月6日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代表者名 代表取締役社長 二宮 利彦
コード番号 1 7 1 2 (東証・名証各第一部)
問合せ先 取締役企画管理本部長 村上 実
電話番号 052(611)6350 (代表)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年4月6日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年5月24日開催予定の第21回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

本制度は、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務の提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務の提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものであります。

2. 本制度導入の条件

平成28年5月25日（水）開催の第20回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は年額300,000千円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額120,000千円以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬

の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることが出来ないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

4. 役員退職慰労金制度の廃止

上記本制度が本株主総会においてご承認されることを前提として、役員退職慰労金制度を廃止いたします。

以 上